

2011年7月12日

国立大学法人大阪大学学長

鷺田 清一 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

竹村 景子



新たな不当労働行為に抗議する

大阪府労働委員会は、大阪大学が「組合との団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定したことは、労働組合法第7条2項に該当する不当労働行為」（2011年3月17日付け「命令書」）であると認定し、大阪大学鷺田清一学長に是正命令をおこなった。

しかし、大阪大学は「命令」に従わないばかりか、この「命令」以降、あろうことか組合が「勤務時間中における団体交渉をあくまで要求」していると、有りもしない嘘をついてまで真実を糊塗しようとしている。

事実は大阪府労働委員会の調査、審問の場で既に明らかになったように、組合が求めているのは「労使双方にとって都合の良い時間・場所」での団体交渉の実施であり、当然のことながら結果として時間内の開催になることもあれば、時間外の設定となることもある。団体交渉に臨む箕面地区教職員組合の立場は以上のとおりである。

箕面地区教職員組合は、6月24日、不利益変更の事案を含む14項目の団体交渉を貴職に申し入れた。「労使双方にとって都合の良い時間・場所」を模索し、誠意をもって調整した結果、7月14日9時から開催できる準備が整った。

ところが、7月8日に当組合が「事前に給与払いの有無等について合意に達しない限り大阪大学は団体交渉」に応じるつもりがないのかどうかを問いただしたところ、7月11日大阪大学は、交渉を行うには「事前に給与払いの有無等について労使間で合意に達する必要がある」と回答してきた。「合意に達しない限り団体交渉に応じない」と「交渉を行うには合意に達する必要がある」とは同義であり、こうして7月14日9時からの団体交渉を拒否した。

「事前に給与払いの有無等について労使間で合意に達する必要がある」ことを交渉の条件にすること自体に根拠は無く、箕面地区教職員組合は、まず従前通りの交渉を持つことを求める。その上で、交渉の場において大学側の見解を述べれば済むことであり、交渉前の合意を求めることは、明らかに新たな不当労働行為（団体交渉拒否）である。